

余市町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 余市町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3の規定に基づき、住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便性向上等に必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道余市郡余市町朝日町26番地余市町役場内に置く。

(事業及び協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 町内における地域公共交通のあり方に関すること。
- (2) 形成計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 形成計画の実施に関し必要な事項に関すること。
- (4) 形成計画に定められた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 会長が必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する協議会の委員（以下、「委員」という。）の可否を求めることができる。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなすことができる。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会によって協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。

- 2 事務局は余市町総合政策部政策推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第7条 協議会の経費は、国並びに北海道の補助金、及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第8条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第9条 会議に出席した委員及び第4条第3項の規定により会議に出席した者は、報償費及び費用弁償を受け取ることができる。

- 2 報償費及び費用弁償の額は、会長が別に定める。

(事務の委任)

第10条 協議会は、要綱第3条各号に定める事項に係る契約、報償費、費用弁償の支払い及びその他財務に関する事務の一部を余市町に委任することができるものとする。

(解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和5年6月 日から施行する。